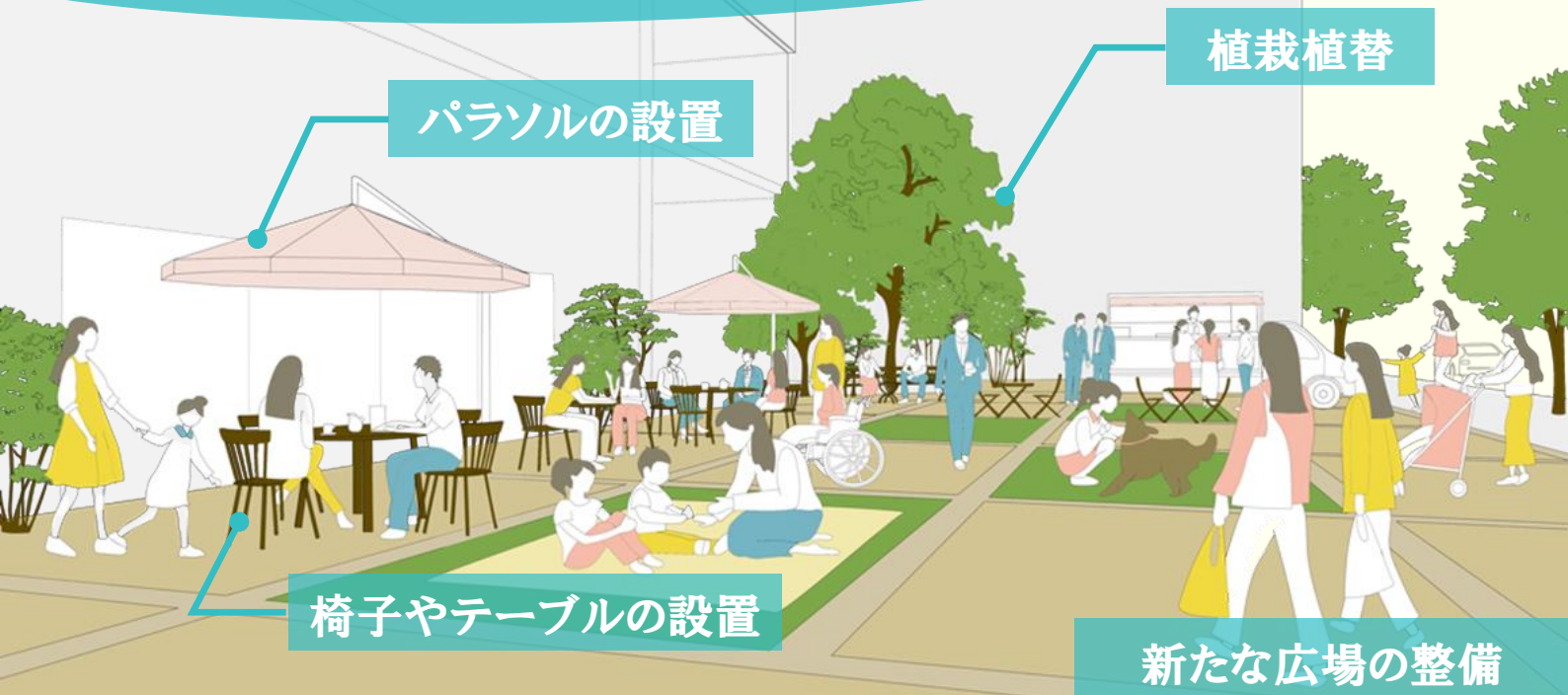


# まちなかに魅力的な空間をつくりませんか

～名古屋市都心部ナイスプレイス創出助成金のご案内～



どんなことができる？

公開空地等に  
椅子やテーブルを  
置きたい！

最大  
200  
万円

駐車場や空地に  
広場を  
つくりたい！

最大  
500  
万円

どんな制度？

名古屋市都心部において、以下の取組みを支援することで、人が集まり、活動が生まれる空間を創出し、魅力や活力の向上を図ることを目的とした制度です

- ① 公開空地等や壁面後退区域等においてベンチやテーブルの設置により **居心地の良い空間をつくる**こと
- ② 低未利用地等から人が集う **広場空間への利用転換** をすること

目指す姿のイメージ



# まちなかに魅力的な空間をつくりませんか

～名古屋市都心部ナイスプレイス創出助成金のご案内～

本助成金は、次に掲げる制度で構成します。




## 都心部環境高質化整備助成金交付制度

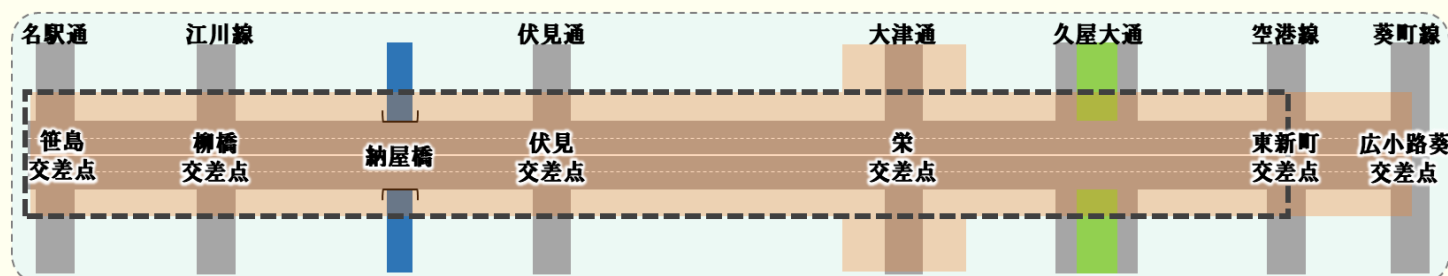
公開空地等又は壁面後退区域等を活用した、人が集まり、活動が生まれる空間づくりの取組みに対して、その環境整備のために要した費用の一部を助成します

## 広小路通空間創出助成金交付制度

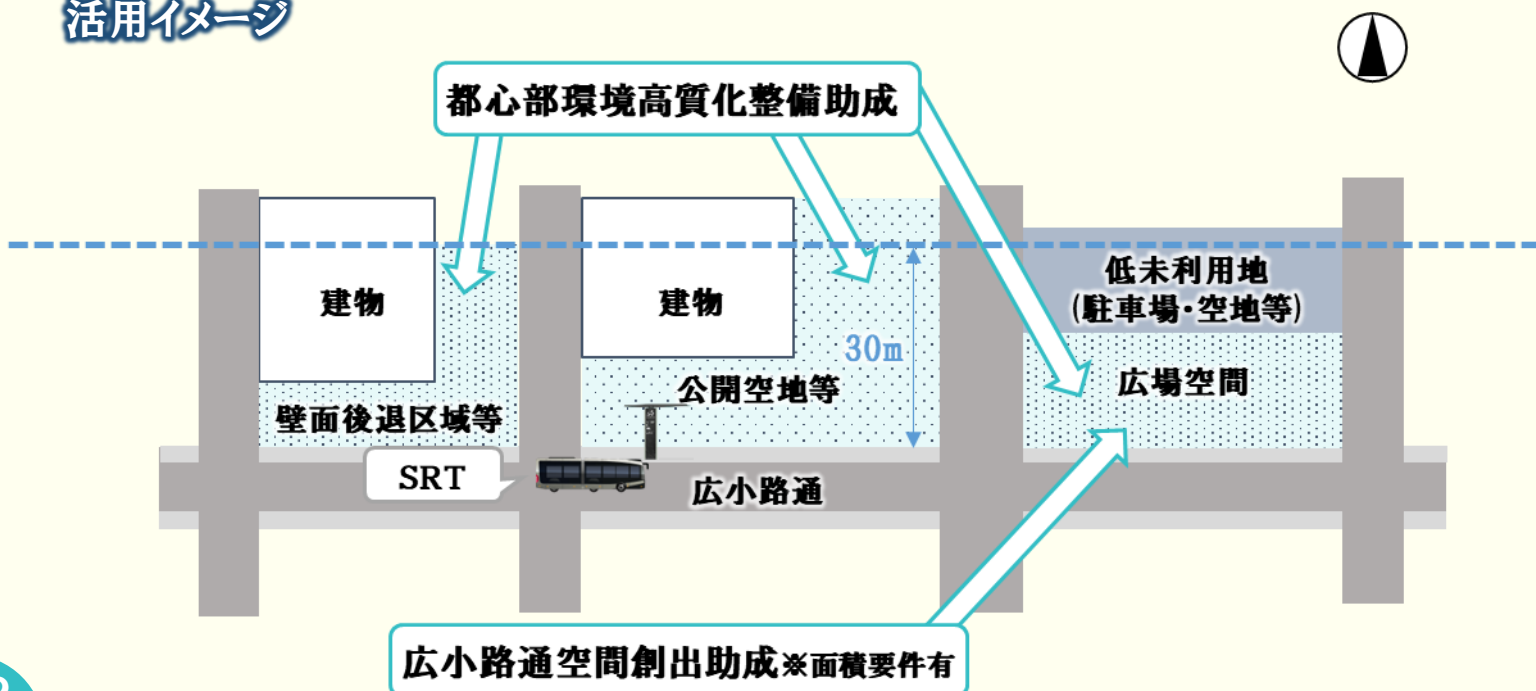
人が集まり、活動が生まれる広場空間の新たな整備及び管理への取組みに対して、当該広場空間の土地の固定資産税及び都市計画税相当額の一部を助成します

## 助成対象範囲

-  : 平成31年3月策定の「都心部まちづくりビジョン」に定める本市の都心部
  - .....都心部環境高質化整備助成金交付制度(公開空地等)
-  : 広小路・大津通都市景観形成地区及び広小路通沿いの名古屋駅都市景観形成地区(名駅通区域、広小路通区域に限る)
  - .....都心部環境高質化整備助成金交付制度(壁面後退区域等)
-  : 広小路通沿いの名古屋駅都市景観形成地区及び広小路・大津通都市景観形成地区(笹島交差点～空港線)
  - .....広小路通空間創出助成金交付制度




## 活用イメージ

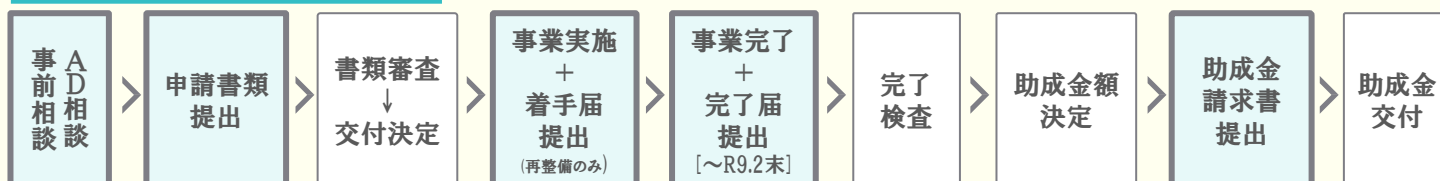


広小路通空間創出助成※面積要件有

# 都心部環境高質化整備助成金交付制度

事項	内 容	
助成対象となる空地等	<p style="text-align: center;"><b>公開空地等</b></p> <p>① 総合設計制度に基づく公開空地等                      ② 都市再生特別地区・特定街区・市街地再開発事業・地区計画において整備された空地等                      ③ 都市再生整備計画に位置付けられた滞在快適性等向上区域内の道路・公園等</p> <p>上記のうち、「都心部まちづくりビジョン(平成31年3月)」に定める都心部に属するものが対象です。</p>	<p style="text-align: center;"><b>壁面後退区域等</b></p> <p>① 景観形成基準に基づき、主要道路の道路境界線から後退して設けられた建築物の壁面又は駐車場の位置までの区域                      ② 主要道路に面して設けられた広場空間</p> <p>上記のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広小路・大津通都市景観形成地区</li> <li>・名古屋駅都市景観形成地区(広小路通沿いのうち、道路境界線から奥行30m以内の名駅通区域及び広小路通区域に限る。)</li> </ul> <p>に存するものが対象です。</p>
	<p><b>ご 注 意</b> 助成申請にあたり、対象となる空間にかかる関係法令に適合すると同時に、必要に応じて、制度を所管する部署に事前に協議してください。</p>	
対象者	<p>① 助成対象範囲の敷地の所有者または管理者                      ② 助成対象範囲の敷地を有する建築物の賃借人等のうち、所有者から同意を得た者</p>	
助成内容	<p>対象となる敷地において、滞在快適性の向上や歩行者の利便増進を図ることを目的に行う以下の環境整備について、必要な経費の一部を助成</p> <p>■ <b>再整備</b> ベンチの設置その他これらに類する整備</p> <p>■ <b>物品調達</b> 恒常的に使用するイス、テーブル、パラソルその他これらに類する物品・消耗品の確保</p> <div style="text-align: right;">  </div> <p><b>ご 注 意</b> 助成金交付決定後に契約し、<b>申請年度の2月末日までに完了</b>した再整備・物品調達に限ります。</p>	
助成限度額	<p style="text-align: center;">一敷地あたり 最大 <b>200万円</b> まで</p> <p style="text-align: center;"><b>Nagoyaまちなか景観認定</b>を受ける場合は、最大 <b>400万円</b> となります</p> <p style="text-align: center;">(Nagoyaまちなか景観認定制度は令和8年9月1日から運用開始)</p> <p>※限度額の範囲内であれば、何回でも申請可</p> <p>※同一敷地内において再整備等に対して他の制度(広小路通空間創出助成金交付制度を除く)による補助金を受けている場合、本助成での交付申請は不可</p>	
事項注意	<p>・環境整備においては、ウォークアブルの観点から、まちに開かれた居心地が良く滞在したくなるようなものとしてください。</p> <p>・申請にあたっては景観アドバイザーへの相談を行っていただきます。</p> <p>※AD相談は原則週に1回開催します。スケジュールに余裕を持って事前相談をお願いします。</p>	

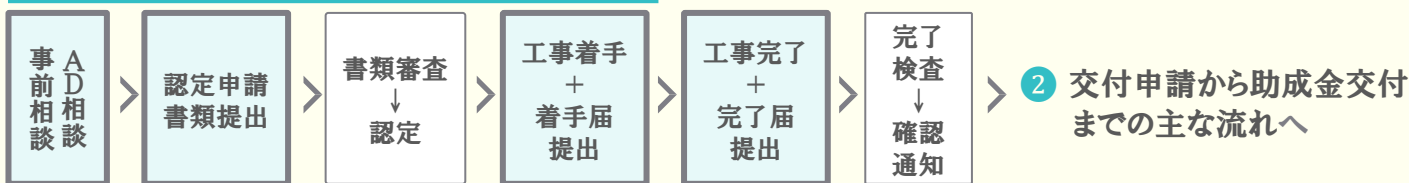
## 申請から交付までの主な流れ ( □ : 申請者が行う手続き )



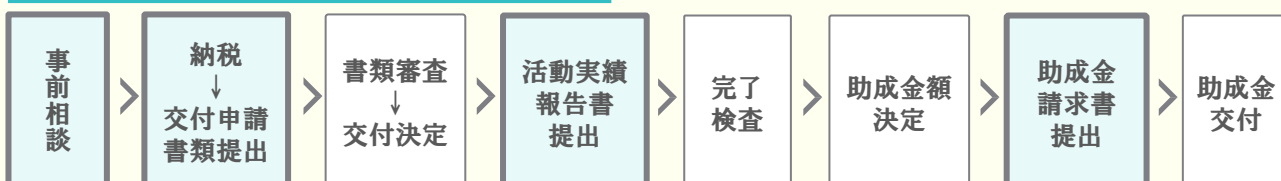
# 広小路通空間創出助成金交付制度

事項	内容
助成対象となる広場空間	<p>広小路通に隣接した広場空間※のうち、広小路・大津通都市景観形成地区（広小路通沿い（道路境界線から奥行30m）の堀川から空港線までの区間に限る。）又は名古屋駅都市景観形成地区（広小路通沿い（道路境界線から奥行30m）の名駅通区域及び広小路通区域に限る。）に存するもの</p> <p>※広小路通の道路境界線から2.5m以内の区域を除く面積が200m<sup>2</sup>以上のもの</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>ご注意</b> 認定の申請にあたり、関係法令に適合すると同時に、必要に応じて、制度を所管する部署に事前に協議してください。</p> </div>
助成対象者	対象となる広場空間の土地の所有者
助成内容	<p>広場空間を新たに整備し、管理する事業に対して、認定広場の土地の固定資産税及び都市計画税相当額の1/3の金額を助成</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>ご注意</b> 2031(令和13)年3月末日までに認定された事業に限ります。</p> </div>
助成限度額	一認定広場あたり 最大 <b>500万円</b> ※単年度での限度額
申請方法	<p>下記のとおり</p> <p>※申請書類等様式は、メールでお送りしますので、まずはお問い合わせ先までご連絡ください。</p>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>助成金の交付申請は、年度毎に1回を限度とし、3回行うことができます。ただし、ウォークアブル推進税制による特例を受けている場合は、5回行うことができます。</li> <li>認定の申請前に必ず都心まちづくり課に事前相談を行ってください。</li> <li>認定の申請にあたっては景観アドバイザーへの相談を行っていただきます。</li> </ul> <p>※AD相談は原則週に1回開催します。スケジュールに余裕を持って事前相談をお願いします。</p>

## 1 認定の申請から広場空間整備までの主な流れ（□：申請者が行う手続き）



## 2 交付申請から助成金交付までの主な流れ（□：申請者が行う手続き）



お問い合わせ



HPはこちら

名古屋市住宅都市局 都心まちづくり課  
〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

☎: 052-972-2946 MAIL: a2758-01@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp

※開庁時間 8:45~17:30(土・日・祝日・年末年始除く)

(令和8年4月1日版)